

人権なら

2026年3月1日

第183号

NPO なら人権情報センター

● ひと・まち・生き生き

まだ終わっていない13・11

東日本大震災から15年。原発事故は未解決

東日本大震災から15年が経った。世界を震撼させた福島原発の大爆発事故は被災者の生活基盤を根こそぎ奪った。故郷に戻れず、避難生活を送る人は今もなお3万人もいる。



だが、脱原発の空気は一変。事故はすっかり忘れ去られた感がある。ゼロを唱えていた政党も容認に転じる始末だ。まだ、事故の後始末も、被災者に対する救済も補償も済んでいない。原発事故は終わってはいない。

1万人超が訴訟。最高裁は国の賠償責任を否定

政府・電力会社は原発事故の責任を取らないばかりか、反省も教訓すらもかなぐり捨て、原発再稼働に猛進する。東京電力は世界最大規模とされる新潟にある柏崎刈羽原発の再稼働を強行した。40年を超える老朽物で、頻繁にトラブルを起こしている代物だ。

東電は福島事故への補償対象を絞り、補償金額も勝手に決め押し付ける。原発を動かす資格などない。

福島事故の裁判闘争は全国で続く。1万人超が集団訴訟を起こしている。近畿では、京都、兵庫、関西の原告団510人が提訴。関西訴訟は9月2日に判決を迎える。最高裁判決は国の賠償責任を否定する。

福島を当事者だけの問題にするのではなく、私たちもこの問題に関心を持ち続けることが大切だ。

世界の流れに逆行する原発優先・再エネ抑圧

日本は自然エネルギーの宝庫だ。なのに、原発を優先。再エネを抑圧する。世界の流れに逆行する。

原発は「高レベル放射性廃棄物(核のごみ)」を産み出す。その最終処分地が決まらない。行き場のない猛毒のプルトニウムを次世代に押し付ける。改憲で緊急事態条項を設け、強権的に処分地を決めそうだ。

世界一危険とされる静岡にある中部電力の浜岡原発は意図的にデータを改ざん捏造。今回、再稼働の目論見は頓挫したが、不正行為は常態化している。

危険な原発は即、停止し、廃炉にするべきだ

原発は膨大な放射能を生む。人間には制御できない代物だ。福島事故でも汚染水は増え続け、海洋に放水。汚染土も県外にばらまき、放射能を拡散しまくる。



近い将来、南海トラフなどの大地震が想定される。日本列島にひしめく危険極まる原発。安全性など欠片も無い。即、稼働を停止し、廃炉にするべきだ。

確定申告相談会を実施中

事業者からは物価高・経営難で深刻な声

2025年分確定申告相談会は2月4日から24日まで県内10か所で実施。

大勢の会員が相談を受けた = 写真。中小企業者協会の会員を



対象にした相談会は2月26日から3月10日まで続く。

ことしの確定申告は物価高や社会情勢の変化に対応するため基礎控除や扶養控除が見直されている。相談会では、インボイス制度で消費税分の計算が煩わしい。中小企業は赤字経営を強いられ、廃業寸前だなど、厳しい経営難を嘆く声や相談が寄せられた。

不登校の小中生は35万人

上村康弘さんが三宅町人権学習講座で講演

第4回三宅町人権学習講座が1月15日にあった。

児童指導員の上村康弘さんが「不登校をみんなで考える」と題して講演。30人が聴講した＝写真。



不登校とは年間の欠席日数が30日以上となった状態をいう。不登校の人数は12年連続で増加している。小中学校で35万人を数える。小中学生の26人に1人が不登校状態にある。

上村さんは、自身が小学校から高校まで不登校だった経験を語った。なんとなく学校に行きたくない理由として、「宿題ができていないから」「みんなで勉強する理由がわからない」「教室が落ち着かない」などをあげた。

安心して不登校ができる環境整備が重要に

上村さん自身は先生から特別扱いにされず、別室での登校をさせてもらえたという。こうした学校に行くか、行かかないかを選ばせてもらえ、安心して不登校ができる環境を先生が整えてくれたという話に参加者は強い共感を示した。



会場には、上村さんの小学校時代の担任だった先生も参加されていて、当時の思い出を語った。

不登校は社会の問題。悩む人をなくすことだ

今回の講座は、みんなで考えるということで、参加者にも意見を述べてもらった。参加者は色々なケースごとの対応を考え、意見を述べ合った。

上村さんは最後に、不登校は社会の問題であること、不登校状態にある子どもに見合ったゴールを見つけることが大切だ。不登校を解決するというのではなく、不登校で悩む人をなくしたい、と訴えた。

悪意あるモノ/だけとは限らない

内田龍史さんが三宅町人権学習講座で講演

第5回三宅町人権学習講座が2月12日にあった。

関西大学社会学部教授の内田龍史さんが「部落差別とマイクロアグレッション」



」のテーマで話をした。20人が受講した＝写真。

マイクロアグレッションとはどういうものか

マイクロアグレッションとは、「日常よくおこなわれるような言動、または環境による軽蔑であり、意図するかにしないに関わらず、敵意・軽蔑、マイナスイメージ、侮辱」を差別の対象に人々に伝えることだ。

マイクロアグレッションには、①マイクロアサルト(攻撃)②マイクロインサルト(侮辱)③マイクロインバリゼーション(無化)がある。

アサルトは従来型の差別(付き合い・結婚・居住忌避)。悪意があり、気づきやすく、対処もしやすい。インサルトは悪意がなく、主観的には褒めている場合も。インバリゼーションは若い世代は気にしない。どこで生まれたか関係ない。マジョリティからは認識しづらい。

すべての人が自分のふるさとを語れる社会に

差別は悪意によるものだと思われている。だが、悪意がなくても生じる。差別の原因としての「過度の価値観の画一化」と「未知への不安」、それらを解消するためにも学びと出会いが重要となる。



目指されるべき部落解放像として、1969年に出た丸岡忠雄の詩「ふるさと」に言及。部落問題に限らず、すべての人々が自分のふるさとを語れる社会にすることだと強調。どの社会においても、マイノリティーが不利にならない社会の仕組みが人権の実現であると締めくくった。

部落差別の解消と課題は何か

奥本武裕さんが解放研究所の研修会で講演

奈良県人権部落解放研究所は1月23日、桜井市立図書館で社会教育者向けの研修会を開いた。柴田俊和・県史料センター所長が、同対審「答申」から60年が過ぎ、部落差別が見えにくくなっている。学校現場も大きく世代交代が進み、「差別の現実に学ぶ」ことが難しくなっている、とあいさつした。

「新しい地域社会をつくる自治」こそが鍵となる

この日の研修会の講師は奥本武裕・奈良大学教授(写真)。奥本さんは、これまでの人権確立の取り組みは「人権の普遍性」という理念に支えられたもの。しかし、時代の大きな転換を迎え、少子高齢化、貧富の格差拡大、地球の温暖化の進展など、危機的状況が進行。「人権の普遍性」が揺らぎ、人々の分断が広がっている。



人権確立の取り組みへの鍵となるのは「自治」だと指摘。また、「部落史の見直し」にも触れ、部落差別をめぐる教科書記述も大きく修正されていると述べた。

部落内外の社会関係を再構築することが必要

意識調査結果の分析を紹介し、「部落差別は本質的には部落内外の社会関係(非部落が部落に対して向ける異質視・蔑視、部落に対する忌避や排除)の問題」である。その解消には、部落内外の社会関係を再構築することが必要だという。

「部落差別解消の道筋」については、地域社会がもつ肯定的側面(包摂)と否定的側面(排除)について指摘するとともに、被差別部落や多様な被差別集落に対する偏見(異質や蔑視)の解消に関しては、心理学者オルポートの提唱した「接触仮説」が「新しい関係性の創造」として注目されると述べた。

重要なことは「部落内外住民の共同の取り組み」で、鍵は「新しい地域社会」をつくる「自治」だと強調した。

石川一雄さんの遺志を継いで

狭山事件の再審を実現しようと市民が集い

「第10回狭山事件の再審を実現しよう 市民のつどい in 関西」が2月23日、大阪・西成区民センター



であった=写真。350人が集い、闘う決意を固めた。

神田香織さんが講演「石川一雄～堀の中の学び」

講演師の神田香織さん(写真)は「石川一雄～堀の中の学び」と題し、石川さんの獄中で文字を獲得する闘いを語り、早智子さんが一雄さんの追悼集会で述べたことばを紹介。熱のこもった話を演じた。



鴨志田祐美弁護士が再審法改正の展望を講演

鴨志田祐美・弁護士は「再審法をめぐる攻防と今後の展望」と題し講演=写真。大崎事件など、数々の事件を挙げ、それぞれの事件における検察の対応を厳しく批判。検察の抗告禁止など、再審ルールを設けた再審法改正が重要だと強く訴えた。



石川早智子・阪原弘次・前川彰司さんが訴え

冤罪被害者がアピール。福井中学生事件の前川彰司さん、日野町事件の阪原弘次さんが、それぞれの事件概要と、検察、裁判所の態度を批判した。



石川早智子さんはビデオメッセージを寄せ、「一雄に無実を報告したい」と、再審の開始、無罪獲得に再審法の改正が必須だと訴えた=写真。

このほか、大石あきこ・元衆院議員の連帯あいさつ、福島瑞穂・参院議員のビデオメッセージがあった。

終了後、新今宮駅前までパレードを行った。

なお、本集会2日後の25日、最高裁が日野町事件の再審開始を認める決定をした。「死後再審」となる。

菊池事件再審請求を不当棄却

「司法は死んだ！」熊本地裁への怒りが渦巻く

熊本地方裁判所が1月28日、「菊池事件」の再審請求を不当棄却。裁判所前では「憲法違反の裁判は無効！ 法の番人が法律を守らない。司法は死んだ」「違憲の刑事裁判による死刑執行は断じて許容できない。棄却のために辻褃を合わせた決定」だと、怒りの声が渦巻いた。



憲法違反の裁判は絶対にやり直すべきだ

菊池事件の裁判は、ハンセン病患者を「バイ菌」扱いにし、密室・非公開の「特別法廷」で行われた。

最高裁設置の調査委員会は2016年、裁判の公開原則を定めた憲法37条、82条に違反する。ハンセン病を理由とした偏見・差別であり、人格と尊厳を侵害した憲法13条、14条に違反すると認定している。

今回の決定では、こうした憲法違反を認めるものの「憲法違反は再審の理由には当たらず、仮に審理が

編集後記 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

菊池事件と飯塚事件の再審請求が相次いで棄却された。多くの人が異議を唱えている。袴田事件の無罪確定を受けて再審制度の見直し機運が高まった。国会審議は不当な解散で廃案になった。再審請求は数多い。現在、狭山など数百件も。それだけ誤判が多いのだ。袴田事件はその最たるもの。その反省と教訓を生かさず、逆に司法の權威を守るため、再審の流れを断ち切る動きが強い。証拠を隠蔽捏造し、不服申し立てを乱発する検察。それを受け入れ、真相解明に向き合わない裁判官。その態度は悪質だ。誤判してもおとがめもない。長期間、拘束され、人権蹂躪されている冤罪被害者を救済しなければならない。再審を即実現し、被害者の無実を晴らすことは急務だ。

公開で行われたとしても、結果は変わらない」とした。

だが、非人間的で差別に満ち満ちた審理が誤った結果を導いたのだ。不公平極まる裁判は絶対にやり直さなければならない。

Fさんは無実。証拠を捏造。でっち上げは明らか

弁護団はFさんの無実を証明する新鑑定を提出。証拠の短刀では被害者の傷はできない。大出血なのに血痕が無い。発見の経過が不自然など、証拠の捏造が疑われる。また、警察官や親族の証言がころころと変わり、信用できない。こうした新証拠に対して、警察官や証言者の記憶違いで、合理的な疑いはないとして、再審請求には理由がないと切り捨てている。



逮捕時に射撃され、意識朦朧の中、「草刈り鎌で刺した」と自白を強要。「凶器は草刈り鎌ではない」との鑑定が出ると「鋭利な短刀」に変えるなど、でっち上げは明らか。Fさんは一貫して「犯行」を否認していた。

即時抗告審が異例の速さで始まることに

棄却決定文は憲法を争点にした再審請求にも関わらず、憲法条文を間違えるという失態が明らかになった。棄却ありきで、まともに検討した決定ではない。

弁護団は2月2日、即時抗告し、再審開始を必ず実現する決意を示した。福岡高裁と検察、弁護団の三者協議が2月9日、非公開であった。即時抗告からわずか1週間という異例の速さでの審理開始だった。

弁護団は3月末までに補充書を提出。4月28日には2回目の三者協議が予定されている。

ニュースレター「人権なら」

発行:NPO法人なら人権情報センター

〒636-0223

奈良県磯城郡田原本町鍵301-1

TEL:0744-33-8585/FAX:0744-32-8833

E-mail:info@nponara.or.jp

http://www.nponara.or.jp/